

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

物価高騰重点対策世帯支援給付金（均等割のみ課税世帯）のご案内

- 物価高騰重点対策世帯支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。

※本給付金は、令和5年度物価高騰重点対策世帯支援給付金（非課税世帯）（7万円）との重複受給はできません。

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年度の住民税が
**「均等割のみ課税者」又は
「均等割のみ課税者及び非課税者」
のみで構成されている世帯**

役場から確認書が送付されます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

(令和5年12月1日時点で住民登録のある世帯)

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

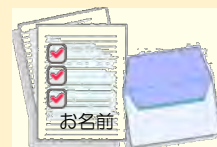
給付金の支給手続き

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

※ただし、住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です

I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます（3月上旬）
- 中身を確認して、役場に返信してください



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課されている者の扶養親族のみの世帯ではないこと

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

転入した人の住民税課税状況が確認できず給付金の対象世帯かどうか判断できないため、せたな町から書類は郵送されません。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。

次のものを準備し、申請窓口で申請してください。



【必要書類】

- ①給付金申請書（役場担当窓口にあります）
- ②令和5年1月1日時点で住民票があった自治体が発行する住民税均等割のみ課税であることが確認できる証明書の写し（課税証明書等）
- ③申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等）
- ④受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードなど、金融機・口座番号・口座名義人が確認できるもの）



住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などがたてる不審な電話や郵便があった場合はお住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

せたな町役場 保健福祉課社会福祉係



0137-84-5984 受付時間 平日8:30~17:15